

20211019_【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その 70：コミュニティ隔離措置再変更、及び警戒レベル・システム対象地域の拡大（10月15日発表））

【ポイント】

- フィリピン政府は、10月20日以降、マニラ首都圏（NCR）を対象に設定されていた警戒レベル・システムのパイロット実施地域を拡大することも発表しました。
- ビサヤ地域では、東ネグロス州が「警戒レベル4」に、シキホール州が「警戒レベル3」に、またボホール州、セブ市、ラプラプ市、マンダウエ市及びセブ州が「警戒レベル2」に指定されています。

【本文】

1 フィリピン政府は、10月20日以降、NCRを対象に設定されていた警戒レベル・システムのパイロット実施地域を、以下のとおり拡大することも発表しました。

(1) 10月31日まで「警戒レベル4」を課す地域

- ・地域7（中部ビサヤ地域）：東ネグロス州
- ・地域11（ダバオ地方）：西ダバオ州

(2) 10月31日まで「警戒レベル3」を課す地域

- ・地域4A（カラバルソン地域）：カヴィテ州、ラグナ州、リサール州
- ・地域7（中部ビサヤ地域）：シキホール州
- ・地域11（ダバオ地方）：ダバオ市、北ダバオ州

(3) 10月31日まで「警戒レベル2」を課す地域

- ・地域4A（カラバルソン地域）：バタンガス州、ケソン州、ルセナ市
- ・地域7（中部ビサヤ地域）：ボホール州、セブ市、ラプラプ市、マンダウエ市、セブ州
- ・地域11（ダバオ地方）：ダバオ・デ・オロ州、南ダバオ州、東ダバオ州

(4) 「警戒レベル1」に指定するための基準については、ワクチン接種優先順位のA2（高齢者）、A3（既往症のある人）のカテゴリー、及び、ワクチン接種可能な対象者の人口の少なくとも70%が完全なワクチン接種を終えていることが追加されました。

2 上記、警戒レベルのガイドラインについては、以下のIATFガイドラインを参照ください。

- ・パイロット地域における警戒レベル実施に関するIATFガイドライン

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/09sept/20211013-IATF-Guidelines-RRD.pdf>

3 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

【関連情報】

●新興感染症に関する省庁間タスクフォース（IATF）

・決議第 144-D 号（警戒レベル・システム対象地域の拡大）

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/10oct/20211018-IATF-Resolution-144D.pdf>

+++++

●日本外務省・海外安全ホームページ（感染症危険情報：フィリピン）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_013.html#ad-image-0

※現在ビサヤ地方を含むフィリピン全土に「感染症危険情報レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）」が発出されています。

.....

※この情報は、在留届、及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。本メールを受信していない場合は、在留届にメールアドレスの登録をなさるか、「たびレジ」登録をお願いします。

在留届・たびレジ登録：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/>

（問い合わせ窓口）

○在セブ日本国総領事館

住所：7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City

電話：（市外局番 032） 231-7321

FAX：（市外局番 032） 231-6843

ホームページ：https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html